北海道告示第１０４３６号

北海道が令和元年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和元年９月２６日

北海道知事　　鈴木　直道

（総合政策部所管分）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
地域づくり総合交付金事業 個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、予算の範囲内で交付する。								
（１）地域づくり推進事業								
ア　一般事業	市町村 一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構成する協議会等 総合振興局長又は振興局長が適当と認める者	別記に掲げる事業に要する経費	２分の１以内	総政第46号様式（設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式（施設整備事業の場合に限る。） 総政第49号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 総政第50号様式（ハード系事業） 総政第51号様式（ソフト系事業）	総政第46号様式（設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式（施設整備事業の場合に限る。） 総政第49号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 総政第53号様式（ハード系事業） 総政第54号様式（ソフト系事業）	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　別記に掲げる総合振興局又は振興局（事業の効果が複数の総合振興局又は振興局が所管する地域に及ぶ場合は、当該地域を所管する総	総合振興局長又は振興局長	

					総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 （申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式	総政第31号様式 別に指示する様式	合振興局及び振興局のうち、一の総合振興局又は振興局）		
		イ　福祉振興・介護保険基盤整備事業	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 一部事務組合 広域連合	次に掲げる事業に要する経費 （１）グループホーム等整備事業 （２）デイサービスセンター等整備事業 （３）介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業 （４）福祉環境整備促進事業 （５）共生型地域福祉拠点整備・促進事業 （６）授産製品販売拡大事業 （７）民間保育施設支援事業 （８）地域子育てサロン整備事業 （９）福祉車両購入事業 (10)ふれ愛デー推進事業 (11)高齢者･障がい者作業所等設備整備･運営事業 (12)高齢者･障がい者社会参加生きがい促進整備事業 (13)障がい者等共同利用機器購入事業 (14)高齢者グループホーム運営事業 (15)障がい者介護療育等設備整備事業 (16)要援護者支援体制整備事業 (17)福祉用具活用促進事業 (18)自助具給付事業 (19)重度障がい者タクシー料金補助事業 (20)精神障がい者地域活動支援	２分の１以内	総政第45号様式 （大会等の開催事業の場合に限る。） 総政第46号様式 （設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式 （不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式 （施設整備事業の場合に限る。） 総政第16号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式	総政第45号様式 （大会等の開催事業の場合に限る。） 総政第46号様式 （設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式 （不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式 （施設整備事業の場合に限る。） 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

	センター等通所交通費補助事業 (21)在宅サービス促進事業 (22)市町村子ども発達支援センター事業 (23)健全育成促進設備整備事業 (24)地域子育て総合支援センター運営事業 (25)高齢者等の冬の生活支援事業 (26)福祉避難所機能確保促進事業							
ウ　地域産業基盤整備事業								
(ｱ) 小規模土地改良事業	市町村 土地改良区 農業協同組合 総合振興局長又は振興局長が適当と認める者	次に掲げる事業に要する経費 (１)生産基盤事業 (２)防災保全事業 (３)その他事業	２分の１以内	総政第20号様式 総政第55号様式 別に指示する様式	総政第31号様式 総政第55号様式から総政第64号様式まで 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(ｲ) 小規模林道整備事業			２分の１以内					
a　小規模林業地域整備事業				総政第50号様式 総政第18号様式 総政第19号様式 （交付金によって賄われる部分以外の経費を交付事業者以外の者が負担する場合（交付事業者が団体の場合において、当該経費をその構成員が負担する場合を含む。）に限る。） 総政第20号様式	総政第53号様式 総政第31号様式 総政第65号様式 その１ 総政第66号様式 総政第67号様式 別に指示する様式			

								総政第65号様式その１ 別に指示する様式				
				(a) 経営林道整備事業	市町村 森林組合	経営林道の開設又は改良に要する経費				提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局（森林組合にあっては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局又は振興局）	総合振興局長又は振興局長	
				(b) 山村活性化小規模基盤整備事業	市町村	小規模な生活環境や保健休養施設の整備に要する経費				提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
				(c) 林道周辺環境整備事業						提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局（森林組合にあっては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局又は振興	総合振興局長又は振興局長	

							局）	
林道周辺整備事業	市町村 森林組合	森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良事業のうち既設林道の安全通行確保を目的とした施設整備に要する経費						
環境改良事業	市町村 森林組合	森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良事業のうち間伐材の利用普及等を目的とした既設林道の工作物の改良に要する経費						
b　生産林道整備事業	市町村 森林組合	生産林道整備事業に要する経費		総政第50号様式 総政第18号様式 総政第19号様式 （交付金によって賄われる部分以外の経費を交付事業者以外の者が負担する場合（交付事業者が団体の場合において、当該経費をその構成員が負担する場合を含む。）に限る。） 総政第20号様式 総政第65号様式その２ 別に指示する様式	総政第53号様式 総政第31号様式 総政第65号様式その２ 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局（森林組合にあっては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局又は振興局）	総合振興局長又は振興局長	
(ｳ) 小規模治山事業	市町村	小規模治山事業に要する経費	２分の１以内	総政第49号様式 総政第50号様式 総政第20号様式 総政第68号様式 総政第69号様式 総政第71号様式 別に指示する様式	総政第49号様式 総政第53号様式 総政第31号様式 総政第68号様式から総政第71号様式まで 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

(ｴ) 船揚場整備事業	市町村（空知総合振興局管内及び上川総合振興局管内に所在する市町村を除く。）	市町村が実施する船揚場整備事業に要する経費又は市町村が船揚場整備事業を実施する漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	２分の１以内	総政第50号様式 総政第20号様式 総政第72号様式 総政第73号様式 その１からその９まで 別に指示する様式	総政第53号様式 総政第31号様式 総政第72号様式 総政第74号様式 その１からその８まで 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
エ　エゾシカ緊急対策事業	市町村 エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれる協議会等に限る。）	エゾシカ緊急対策事業に要する経費	２分の１以内	総政第46号様式（既設囲いわな移設の場合に限る。） 総政第50号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式（申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式	総政第46号様式（既設囲いわな移設の場合に限る。） 総政第53号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
オ　集落維持・活性化促進事業	市町村 一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構成する協議会等	次に掲げる事業に要する経費 （１）集落デマンド交通導入事業（ハード系事業及びソフト系事業共通） （２）集落巡回販売（買物支援）事業（ハード系事業及びソフト系事業共通） （３）集落空き屋・空き店舗活用促進事業（ハード系事業） （４）その他集落対策事業（ソフト系事業）	２分の１以内	総政第46号様式（設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式（施設整備事業の場合に限る。） 総政第49号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 総政第50号様式	総政第46号様式（設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式（施設整備事業の場合に限る。） 総政第49号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 総政第53号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

					(ハード系事業) 総政第51号様式 (ソフト系事業) 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 （申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式	(ハード系事業) 総政第54号様式 (ソフト系事業) 総政第31号様式 別に指示する様式			
	カ　水資源保全推進事業	市町村	水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業に要する経費のうち、土地（その土地の上にある立竹木を含む。）を購入する経費	購入する土地が森林（森林法（昭和26年法律第249号）第２条第１項に定める森林をいう。以下同じ。）の場合は、２分の１以内 購入する土地が森林以外の場合は、３分の１以内 （300万円を限度とする。）	総政第47号様式 総政第16号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式	総政第47号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
	(２)特定課題対策事業	市町村 一部事務組合 広域連合 知事が適当と認める団体	１　道の重要施策の推進又は大規模な災害等に伴い策定された復興計画に位置づけられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業に要する経費 ２　流木処理対策事業に要する経費	２分の１以内	総政第46号様式 （設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式 （不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式 （施設整備事業の場合に限る。）	総政第46号様式 （設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式 （不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式 （施設整備事業の場合に限る。）	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

					総政第49号様式 （流木処理対策事業及びその他の整備事業の場合に限る。） 総政第50号様式 （ハード事業） 総政第51号様式 （ソフト事業） 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 （申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式	総政第49号様式 （流木処理対策事業及びその他の整備事業の場合に限る。） 総政第53号様式 （ハード事業） 総政第54号様式 （ソフト事業） 総政第31号様式 別に指示する様式			
	（３）市町村連携地域モデル事業	市町村連携地域モデル推進要綱に基づき地域連携協定を締結し地域連携ビジョンを策定した市町村（以下「連携市町村」という。） 全ての連携市町村で構成する協議会	地域連携ビジョンに掲載又は掲載する予定の事業で、新たに連携市町村が連携して取り組むソフト事業に要する経費	定額	総政第20号様式 別に指示する様式	総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合政策部地域振興局市町村課		